

令和7年度箕面市文化芸能・国際交流活動推進交付金



申請期間:令和7年1月27日(月)～2月28日(金)

 箕面市

◆文化芸能・国際交流活動推進交付金について◆

箕面船場地区を文化芸能・国際交流の拠点として発展させていくため、箕面市立文化芸能劇場大ホールにおいて公演する団体及び個人に対し、劇場の利用料金を助成します。

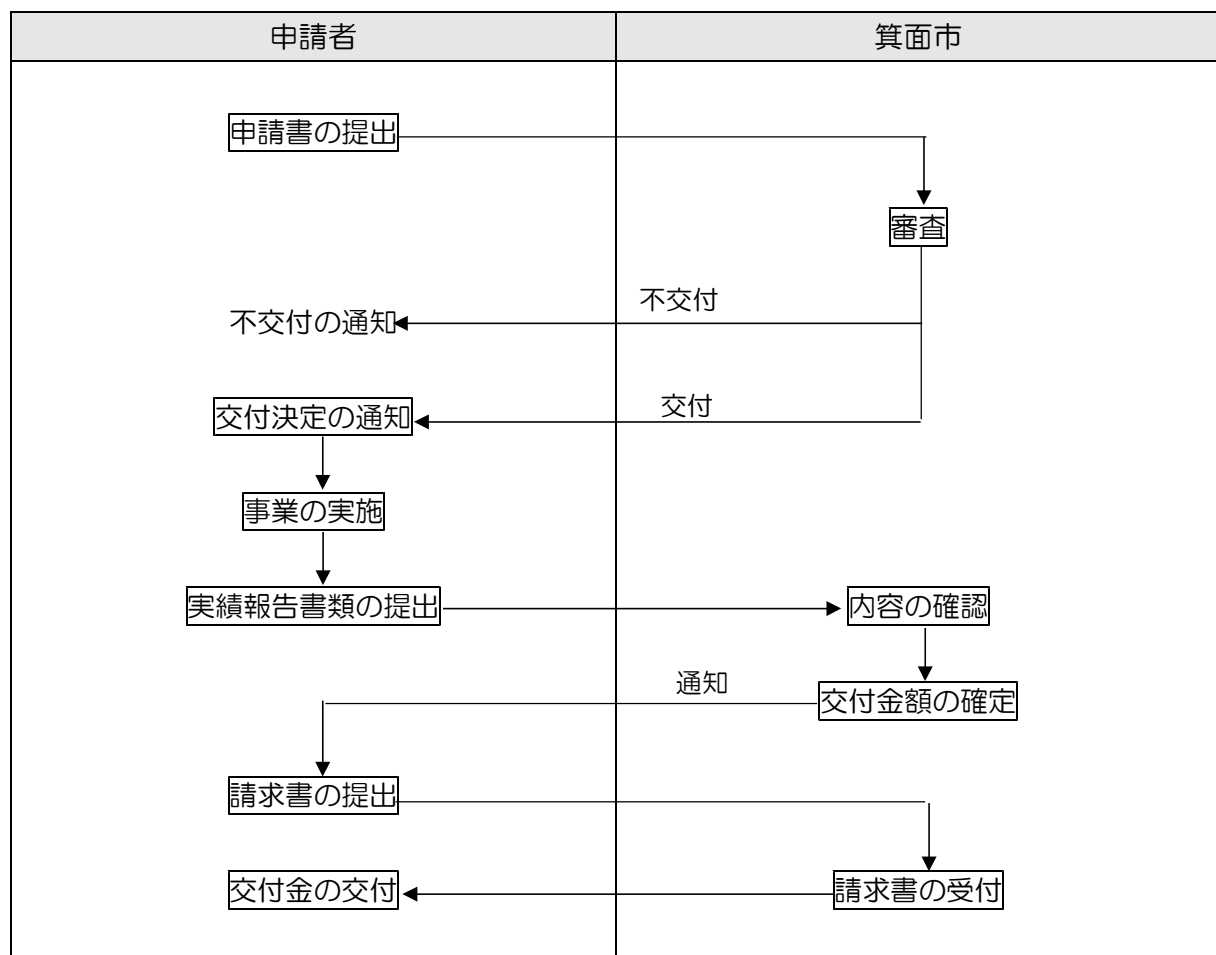
【根拠】

箕面市文化芸能・国際交流活動推進交付金交付要綱（令和６年３月２９日施行）

※なお、本交付金は令和７年度予算の確定が前提となります。

（令和７年３月下旬議決予定）

◆交付の流れ◆



◆交付の要件◆

対象者

次の（１）～（４）の条件を全て満たす者を対象者とする。

（１）団体での申請

箕面市内を活動拠点としている団体であること。

個人での申請

箕面市内に在住・在学・在勤している個人であること。

※団体申請、個人申請のいずれも申請日から公演日までの期間において、必ず上記の条件を満たしていること。

（２）国、地方公共団体又はこれらの機関が資本金の２分の１以上の額を出資、出している団体でないこと。

（３）市及び市職員を構成員とする実行委員会でないこと。

（４）暴力団、暴力団員、又はこれらの統制下にある団体、個人でないこと。

対象事業

【事業の実施期間】

令和７年４月１日（火）～令和８年３月３１日（火）

※施設の予約が完了していなくとも、対象事業に当てはまり、必要書類を応募期間中に提出すれば、申請が可能です。

【事業内容】

次のいずれかの趣旨に沿った事業であること。

①：次世代を担う子どもを対象とした教育・文化芸能事業

（例）未就学児が親子で鑑賞できる演奏会

②：市民の文化芸能活動の発表の場となる事業

（例）市民に広く会員を募集している団体が行う文化芸能活動

③：文化を通じて国際交流に資する事業

（例）外国人に箕面市や国の文化芸能を伝える事業

次の（１）～（９）の条件を全て満たす事業であること。

（１）箕面市立文化芸能劇場（以下、「劇場」という。）大ホールを利用し、公演を開催すること。（他の施設での公演は対象外）

（２）誰もが鑑賞可能で、市民等に広く周知する公演であること。

（３）教育、文化芸能、国際交流に資する公演であること。（主催団体の周年式典、慈善団体への寄付目的の事業等は交付対象外とする。）

（４）入場料が 2,000 円（税込み）以下 であること。

（５）営利を目的とする事業でないこと。

また、当該事業に対し、他の制度による助成等を受けていないこと。

- (6) 観覧者の過半数以上が交付対象者の構成員・関係者で占められる公演でないこと。(例：校内行事、地域の活動、コンクール、習い事教室の発表会等)
- (7) 物品等の販売を主たる目的として実施する事業でないこと。
- (8) 宗教活動を目的とする事業、又はそれらを目的とする者が主催する事業でないこと。
- (9) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、もしくは反対することを目的とする事業、又はそれらを目的とする者が主催する事業でないこと。

交付金額

当該事業の公演において劇場に支払う利用料金の2分の1以内の額

※当該公演 1 日につきリハーサル 1 日分も対象に含む。

【対象となる日数】

利用内容	対象日数
公演 1 日	公演 1 日
公演 1 日 + リハーサル 1 日	公演 1 日 + リハーサル 1 日
公演 1 日 + リハーサル 2 日	公演 1 日 + リハーサル 1 日
公演 2 日 + リハーサル 1 日	公演 2 日 + リハーサル 1 日
公演 2 日 + リハーサル 3 日	公演 2 日 + リハーサル 2 日

※利用区分（午前・午後・夜間など）にかかわらず、対象は 1 日単位。

※午前にリハーサル、午後に公演を実施する場合は公演 1 日と見なします。

【交付限度額】

- ・新規申請（初めて交付金の交付を受ける事業）
上限 50 万円（公演日数が 2 日以上の場合は 75 万円まで）
- ・継続申請（交付金の交付を受けたことがある事業）
上限 30 万円（公演日数が 2 日以上の場合は 45 万円まで）

※新規申請された場合でも、事業内容を踏まえた上で、審査の段階で継続申請とする場合があります。

（例：同年度に 2 件申請し、どちらの事業も交付が決定した場合、同内容の事業であれば、いずれかの事業を継続申請とします。）

◆申込み方法◆

提出書類

	書類名	様式
1	交付申請書	様式第1号
2	事業計画書	様式第2号
3	収支予算書	様式第3号
4	劇場に支払う利用料金の見積書の写し	劇場が発行したもの
5	過去の活動資料（過去の公演のチラシ、プログラムなど） ※初めて事業を行う場合は不要。	様式なし
※6	団体概要	様式第4号
※7	団体規約又はそれに準ずるもの	様式なし
※8	団体の役員名簿（役職・氏名が分かるもの）	

※6・7・8は団体で申請の場合のみ提出要

※その他、市が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

※各種様式は、市ホームページからダウンロード又は箕面市役所別館3階32番窓口にて配布

必ずチェックリストを確認の上、書類を提出してください。

申請

- ・申請期間：令和7年1月27日（月）～2月28日（金）
- ・申請方法：下記のいずれかの方法で必要な書類を提出

①郵 送：〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 人権文化部 生涯学習・市民活動室

※令和7年2月28日（金）必着

②電子申請：市ホームページの専用フォームから申請

https://logoform.jp/form/5CLo/bunka_geino/koufukin_r7

③窓口へ持参：箕面市役所 別館3階 32番窓口

人権文化部 生涯学習・市民活動室

※令和7年2月28日（金）17時15分まで

◆交付決定◆

審査

【審査基準】

下記の項目を中心に審査しますので、申請書類等へ各項目を盛り込んだ内容を記載してください。

	項目
1	【当該事業による効果】 各趣旨に沿った事業であり、事業を実施することで効果を期待できるか。 A：子どもが文化芸能に興味・関心を持つきっかけとなるか。 文化芸能を通じて、子どもの健全育成活動に寄与するか。 B：参加者が文化芸能に親しみ、感性を育むことができるか。 C：文化芸能を通じて、国際交流に興味・関心を持ち、相互理解が深まる機会となるか。
2	【事業内容の充実】 内容に独自の視点や創意工夫が見られる事業か。
3	【事業計画の具体性】 円滑な運営を行うことができるように事業計画や予算を具体的に作成しているか。
4	【多くの参加者が見込める取り組み】 ・多くの人が参加しやすい公演か。 ・広報活動を幅広く行うか。
5	【新規の事業】 初めて当交付金を活用して実施する事業であるか。

交付決定

申請書類等に基づき審査を行い、申請事業の中から、予算の範囲内で交付事業を決定します。審査の結果は、交付・不交付決定通知書（様式第5号）にて通知します。（3月下旬から4月上旬頃郵送予定）

※最終的な交付金額は、事業実施後の実績報告等に基づいて金額を確定し、交付決定額の範囲内で交付します。

【交付金額について】※新規・上限額以内の場合

例1 対象経費の実績額が見込額を下回る場合

- ①申請時 対象経費（見込額） 1,000,000 円
- ②交付決定時 交付決定額 500,000 円（1,000,000 円×1/2）
- ③事業実施後 対象経費（実績額） 960,000 円（960,000 円×1/2）
- ④交付金額確定 交付確定額 480,000 円
→実績額に応じた金額が交付確定額となる。

例2 対象経費の実績額が見込額を上回る場合

- ①申請時 対象経費（見込額） 1,000,000 円
- ②交付決定時 交付決定額 500,000 円（1,000,000 円×1/2）
- ③事業実施後 対象経費（実績額） 1,200,000 円
- ④交付金額確定 交付確定額 500,000 円
→実績額に応じ、かつ交付決定額以内の金額が確定額となる。

◆事業実施後◆

実績報告

事業が完了した翌日から起算して 30 日以内（事業が完了した翌日から起算して、30 日を経過する日が令和8年4月1日（水）以降の場合は3月31日（火）まで）に必要書類を提出してください。

【提出書類】

	書類名	様式
1	事業結果報告書	様式第9号
2	収支決算書	様式第10号
3	劇場に支払った利用料金の領収書及び明細書の写し	様式なし
4	当該公演のパンフレット又はチラシ	

交付

- ・提出された実績報告等に基づき、交付金額を確定後、交付金額確定通知書（様式第11号）を送付します。
- ・交付金額確定通知書を受け取った日から、14日以内もしくは令和8年4月10日（金）までのいずれか早い期限までに、交付請求書（様式第12号）を市へ提出してください。（交付請求書の用紙は交付金額確定通知書とともに送付します。）

◆その他◆

申請内容の変更

- ・申請期間内の変更であれば、書類の差し替えが可能です。
 - ・交付決定後に、申請内容を変更する必要がある場合は、変更内容について必ず事前に生涯学習・市民活動室に相談してください。
- ※変更内容に応じて、必要書類を提出していただく場合があります。

交付取消

次の場合は、交付決定を取消及び交付金の返還を求めます。

- ・申請内容に虚偽があると申請者が認めるとき
- ・交付決定内容、決定に付した条件等に違反したとき
- ・申請事業が中止、又は対象期間内に実施できないとき
- ・その他、交付決定が適当でないと市長が認めるとき

◆Q&A◆

Q1. 市民に広く周知する方法を教えてください。

→チラシ配布やポスターの掲示、もみじだよりへの掲載などを想定しています。交付が決定した場合、チラシに「箕面市文化芸能・国際交流活動推進交付金 交付事業」と記載していただければ、市役所窓口にも配架可能です。
市役所窓口へ配架を希望する場合は、生涯学習・市民活動室までご相談ください。

Q2. 公立学校の部活動等の事業は申請可能でしょうか？

→公立高校又は公立の支援学校の部活動等であり、申請団体（部活動）が主催する事業として、広く市民を対象に公演を行う場合は対象に含めます。（学校が主催者となる事業は除きます。）

Q3. 子ども向けの音楽教室の発表会は対象になりますか？

→習い事教室の発表会など、観覧者の大半が関係者で占められる公演は対象外です。

Q4. 劇場の予約が完了していませんが、申請は可能でしょうか？

→劇場の予約が完了していなくても、必要書類をご提出いただければ、申請は可能です。なお、劇場に支払う利用料金の見積書は、予約前でも発行が可能です。

Q5. 劇場の予約が完了する前に申請を行い、交付が決定しましたが、申請した公演予定日の予約ができず、別日に実施することになりました。この場合、交付決定は

取消になるのでしょうか？

→対象期間内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に実施するのであれば、申請時点の公演予定日から日程が変更になっても、交付決定の取消にはなりません。ただし、日程の変更が判明した時点で、必ず生涯学習・市民活動室までご相談ください。

Q6. 交付決定した事業が中止の場合、キャンセル料は交付対象でしょうか？

→キャンセル料は交付経費の対象外です。

Q7. 提出書類の中にある領収書や見積書はどこで入手できますか？

→文化芸能劇場（電話：072-726-3000）にお問い合わせいただき、領収書や見積書が必要な旨をお伝えください。（発行に時間を要することがあるため、お早めにお問い合わせください。）

◆お問い合わせ先◆

担当部署：箕面市 人権文化部 生涯学習・市民活動室

電 話：072-724-6729（直通）

ファックス：072-724-6010

窓 口：箕面市役所別館 3 階 32 番窓口

住 所：〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市 人権文化部 生涯学習・市民活動室